

5月のBCG予防接種のご案内 問健康課 ☎725・5422

Table with 5 columns: 会場, 期日, 時間, 対象, 内容. Details BCG vaccination schedule for May.

予防接種

健康づくり

昭和大塚が丘病院 公開講座 「暮らしと健康・心臓のおはなし」

暮らしを守る市民の集い 実行委員会 10月21日(土)、22日(日)に町田市市民フォーラムで開催予定の「暮らしを守る市民の集い」(町田の生活者展)の実行委員を募集します。

町田市子ども家庭支援センター 臨時職員 対象 保健師資格をお持ちで、相談業務の経験のある方

認定保育所園児 認定保育所は東京都が認定した保育施設です。利用できる方 市内在住で認可保育所に入所できなかった方など、お子さんを預けたい保護者

男女平等推進センター 運営委員 男女平等推進センターの事業や施設の利用が円滑に行われるように検討していただく運営委員を募集します。

市内にある男女平等推進センター事業に協力できる方10人 男女平等に理解があり、同センター事業に協力できる市民2人(とも多数の場合抽選)

市内にある男女平等推進センター(2年間) 内容 月1回程度の定例会(保908)へ。

5月の母子健康案内 問健康課 ☎725・5422

Table with 6 columns: 事業名, 会場, 期日, 時間, 対象, 内容. Details for various health services in May.

健康案内



お知らせ

申し込み 往復八ガキに「昭和大学公開講座希望」と書き、住所・氏名・年齢・職業・電話番号を明記し、5月31日まで(必着)に昭和大塚が丘病院管理課(〒227-8501、横浜市青葉区藤が丘1-30、☎045・974・6301)へ。

募集

Table with 4 columns: 保育室名, 定員, 電話, 所在地. Overview of childcare facilities.

Table with 4 columns: 保育所名, 電話, 所在地. Overview of certified childcare facilities.

Table with 3 columns: 所得限度額表・( )内は旧所得限度額 円. Income limit table for childcare benefits.

Table with 2 columns: 控除額一覧表 円. Deduction amount table for childcare benefits.

支給月額 第1子・第2子 5000円、第3子以降 11万円 手当の請求には、請求者の振込先口座のわかるもの(郵便局以外)、厚生年金加入者は請求者の健康保険証が必要となります。

出張教育相談

5月9日(火) なるせ駅前市民センター 5月11日(木) 南市民センター 5月16日(火) 鶴川市民センター 5月18日(木) 堺市民センター 5月23日(火) 忠生市民センター

児童手当

対象児童の拡大と所得限度額の引き上げについて

お問い合わせは 町田市コールセンター ☎724・5656

児童手当の支給対象が小学校3年生修了時から小学校6年生修了時(12歳の年度末)までに引き上げられました。新たに対象となつたお子さんの分の児童手当を受けたい方には、認定請求手続きが必要となります。2006年9月29日(金)までに請求して下さい(郵送の場合は9月29日必着)。請求に基づき審査を行い、認定になりますと、さかのぼって4月分からの手当が支給されます。10月2日(月)以降に請求された方は、請求の翌月分からは対象となります。また、所得限度額も引き上げられます。平成17年度分が所得超過の方については認定される場合もありますので、2006年9月29日までに請求して下さい(郵送の場合は9月29日必着)。請求に基づき審査を行い、認定になりますと、4月分にはさかのぼって手当が支給されます。ただし、平成17年度所得が旧限度額内であって、受給資格があるにもかかわらず、請求していただかなかった方は、請求した月の翌月分からは対象となります。5年生及び6年生のいるご家庭や今まで児童手当を受給していないご家庭に案内と認定請求書を送付しました。なお、2006年3月分の手当を町田市で受給していた新4年生の手当は新たに請求する必要はありません。6月以降にならないと発行されません。各市区町村にご確認のうえ、後日提出して下さい。市町村によっては、所得証明書が、課税・非課税証明書という名称の場合もあります。所得証明書や年金加入証明書は請求後の提出も可能です。2006年4月1日以降に町田市に転入された方は、前住地と町田市の両方に請求する必要があります。町田市子ども総務課 ☎724・213